

富士市のまちづくり推進について

現在、地区まちづくりセンターでは、地区住民主体による地区まちづくり活動を支援するため、各地区まちづくり協議会の事務局を担っており、地区住民と一体となって、地区まちづくり活動の活性化に取り組んでいます。

これまでの地区まちづくり推進事業の取組経過については、以下のとおりとなります。

まちづくり会議～まちづくり推進会議(会)発足の経過 (S59～H25)

(ア) まちづくり会議の発足 (S59～S61)

昭和59年4月、「ふじ21世紀プラン」の策定にあたり、「地域の問題は地域住民が中心になって取り組む」の考え方から、地区別計画を導入することとし、市の呼びかけにより、概ね小学校区を単位に市内20地区で「まちづくり会議」が発足された。

地区別計画をつくるために結成された、このまちづくり会議は、地域の伝統、問題や課題など地区の状況に精通した地区住民により組織された。また、この会議には、その地区に在住する市職員と公民館（現「地区まちづくりセンター」以下同じ。）とで、まちづくり地区担当班を編成し、計画づくりに参画した。

まちづくり会議は熱心な話し合いの末、同年8月、各地区からの提言書をまとめ、市に提出し、その役目を終了したことにより解散した。

(イ) まちづくり会議の再開、まちづくり推進会議(会)の発足へ (S61～H25)

地区住民が地区の問題、課題等について話し合う場となったまちづくり会議は、好感をもって受け入れられ、会議の参加者からも「今後もこのような市民相互の話し合いの場を継続してほしい」との声も寄せられた。

こうした動きの中で、「ふじ21世紀プラン」が発行された昭和61年の春ころから、いくつかの地区において住民が主体となって「まちづくり推進会議(会)」を設立し始めたため、市はこれに合わせて、同年5月に「まちづくり推進に係る構想※参考を参照」をまとめ、まちづくりの方向を示した。

これに基づき、昭和62年度にはすべての地区(当時20地区)にまちづくり推進会議(会)が設立され、その後、吉永北地区、青葉台地区、岩松北地区、富士北地区といった、新たな地区においても、他地区と同様に組織が設立された。更には、平成20年11月の富士川町との合併により、富士川地区、松野地区の2地区も加わり、市内26地区においてまちづくり推進会議(会)が組織された。

このまちづくり推進会議(会)は、それぞれの地区内で活動する団体や推進員等の横断的な連絡調整、連携協力を行う場として機能し、まちづくり協議会に発展的に移行する平成26年度まで、市長との行政懇談会や、地区の祭り等、地区全体で取り組む様々な事業を展開してきた。

※参考「まちづくり推進に係る構想」について (S61.5 策定)

昭和61年5月、市が示した「まちづくり推進に係る構想」は、「まちづくり会議の再開」、「今後のまちづくりの方向」、「まちづくりの組織」、「公民館の役割」の4項目で構成されている。

1項目目の「まちづくり会議の再開」では、「ふじ21世紀プラン」の策定に伴う、まちづくり会議の発足から解散、そして、再開まで取組経過を紹介するとともに、取組の中でまちづくり会議が果たした役割を評価し、「ふじ21世紀プラン」を進めて行くに当たり、地区において、住民主体のまちづくりを推進していくことについて示している。

2項目目の「今後のまちづくりの方向」では、地区住民主体のまちづくりを推進することを確認するとともに、地区と行政との役割分担や、行政側の支援の方策について示している。行政側の支援の具体策としては、地区まちづくり推進の担当課（総務部総務課）の設置、地区まちづくり推進の事務局として公民館の役割の明記、地区在住職員によるまちづくり地区担当班の編成について示している。

3項目目の「まちづくりの組織」では、地区住民主体のまちづくりを支援するために、市に設置が望まれる組織として、①まちづくり地区担当班、②まちづくり推進庁内会議、③まちづくり推進大会が挙げられ、また、住民側のまちづくり組織として、④まちづくり推進のための会（まちづくり推進会議(会)）の設立が挙げられ、それぞれの役割や機能について示している。

4項目目の「公民館の役割」では、社会教育法に定められた公民館機能に加えて、住民相互のコミュニティづくり、連帯感の醸成といった地域づくりの支援も公民館に期待される役割として示している。ここでは、公民館活動の中に、新しく地域課題の把握を加えて、従来から公民館が関与してきた地域団体・グループの育成や市政とのパイプ役である公民館機能の充実に努めるとともに、住民主体の地区まちづくり活動の拠点となる施設として、社会教育とコミュニティの推進を図るものとしている。

「地区まちづくりセンター」と「まちづくり課」の新設 (H20～)

(ア) 公民館から「地区まちづくりセンター」への移行

平成20年度、富士市では、教育委員会生涯学習課所管の「公民館」を、市長事務部局市民部まちづくり課所管の「地区まちづくりセンター」に位置付けを変更した。

これは、公民館機能を継承しながらも、市長直轄の施設とすることで、これまで公民館が担ってきた地区団体のまちづくり活動の拠点、地区と行政とのパイプ役という機能を、施設の本来業務として、より明確化することを目的として行ったものである。

また、平成19年度まで10の公民館に設置されていた市民サービスコーナーを、より市民の利便性を向上するため、全まちづくりセンターに設置することとした。

移行に伴い、従来の4ブロックを6つのブロックに再編成し、吉原、吉永、富士駅北、富士見台に加え、新たに鷹岡、岩松の各まちづくりセンターを連絡等に当たるセンターとして位置付けた。

なお、平成20年11月1日に富士川町との合併に伴い、富士川地区、松野地区の2つのまちづ

くりセンターが新たに西部ブロックに加わり、本市のまちづくりセンターは26センターとなった。

(イ) 「まちづくり課」の新設

行政における、地域のまちづくり推進を総括する部署は、総務部総務課であったが、平成16年度からは、地域におけるまちづくり推進と密接な関連のある交通安全や防犯施策との連携を密にし、業務の効率的な展開を図るため、市民部に地域安全課を設置し、所管替えした。

また、平成20年度からは、公民館を「地区まちづくりセンター」に移行することに伴い、市民部に新設された「まちづくり課」が、地域のまちづくりの推進、及び「地区まちづくりセンター」を所管するほか、町内会（区）などの地域自治組織、生涯学習推進会を所管し、地域の窓口の一元化を図り、情報の提供や指導者養成を行うとともに、地域住民主体の多様なまちづくり推進事業を進めることとなった。

さらに、平成23年度からは、より極め細やかなサービスが提供できるように体制の改善が行われ、主にまちづくりセンターの管理、運営等を担当する「まちづくりセンター施設担当」と、町内会（区）などの地域自治組織や生涯学習推進会の活動支援等を担当する「コミュニティ活動推進担当」の2担当制が導入された。

「地域力こぶ増進計画～富士市まちづくり活動推進計画～」の推進について（H24～）

まちづくり推進会議が発足後、20年以上が経過し、その間、核家族化などの都市化の進展、少子高齢社会の到来、地方分権の推進、行政の広域化など、社会情勢が大きく変化しており、各地区で実施しているまちづくり推進事業においても、役員のなり手不足や、事業の重複など、様々な課題が発生してきていた。

また、このような中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では各地に甚大な被害が生じ、地域コミュニティの果たす役割の重要性が再認識されるなど、東海地震の発生が危惧されている本市においても、地域力の更なる向上が重要となってきた。

こうした地区まちづくり活動の現状と課題を改めて整理した上で、地区が抱える課題を、住民自らの課題として捉え、主体的、積極的にまちづくり活動に取り組むことのできる環境づくりを進めていくため、平成24年3月に、「地域力こぶ増進計画～まちづくり活動推進計画～」を策定した。

本計画の推進期間は、平成24年度から平成28年度の5年間とし、本市の将来的な地域コミュニティのあるべき姿を計画の基本指針として掲げ、これを実現し、まちづくり活動のさらなる活性化を図るための具体的な方策を示している。

この基本指針は、「社会情勢の変化にも柔軟に対応できる、足腰の強い、将来にわたって持続可能な、地域コミュニティ」としており、地域コミュニティを取り巻く現状を、「活動実施体制」、「ひとづくり」、「活動の場・連携」の三つの視点で捉えている。「活動実施体制」では、①組織体制の充実、②計画的な事業実施、③行政からの支出金の見直し、④位置づけの明確化、「ひとづくり」では、①人材育成・発掘、②市職員の参画推進、「活動の場・連携」では、①活動の場の充実、②連携の促進

といった方策を示しており、これらに伴う様々な取組について地区と行政が一体となって取り組んでいくことで、持続可能な地域コミュニティの構築を目指している。

「まちづくり協議会」の設立について（H26～）

「地域の力こぶ増進計画～まちづくり活動推進計画～」の視点のひとつ、「活動実施体制」では、まちづくり推進会議(会)を地区まちづくり活動の担い手として捉えており、このまちづくり推進会議(会)を、現在地区が抱える諸課題や、今後予想される様々な問題に自ら対応し、持続可能な体制を確立していくための方策として、新たなまちづくり組織「まちづくり協議会」へと発展的に移行することを提案している。

まちづくり協議会では、現在のまちづくり推進会議(会)に参画する様々な団体・推進員等が、分野別により連携・交流ができる場として「部会制」を設け、これまでの縦割りで行われていた地区まちづくり活動に、分野ごとの横の繋がりを設けることで、より強固な連携協力体制がつくられることを期待されている。

本計画のスタートの年であった平成24年6月には、市内26地区のまちづくり推進会議議長に対する説明会を実施し、これを機にすべての地区において、計画に関する地区説明会を展開し、まず地区に取り組んでいただくこととして、「まちづくり協議会」の設立について理解を求めた。

平成24年10月に行われた、市内26地区における地区検討会議の開催後から、各地区でまちづくり協議会設立に向けた主体的な話し合いが行われ、市もこの取組を支援するために、地区間の検討状況の共有や情報交換の場としてブロック別ワークショップの開催や、地区検討会議へのまちづくりアドバイザー派遣など、継続的なサポートを展開した。

平成24、25年度の2カ年にわたるこれらの取組により、平成26年5月には市内26地区すべてにおいて、まちづくり協議会が発足した。

各まちづくり協議会では、地区の将来を見据え、構成団体間の連携のもと地区の課題解決や活性化に向けた取り組みを進める上での活動の指針となる「各地区まちづくり行動計画」を27年度までに全ての協議会において作成、より良いまちづくりの実現に向けた主体的な取組が進められている。

※参考 まちづくり協議会構成団体

まちづくり協議会の構成団体は、地区ごとに多少の違いがありますが、概ね以下のとおりです。

町内会連合会（区長会）、生涯学習推進会、女性ネットワーク・富士(婦人会)、花の会、町内会長OB会、子ども会世話人連絡協議会、幼稚園、保育園、小学校（小学校PTA）、中学校（中学校PTA）、消防団、水防団、悠容クラブ、交通安全指導員、緑化指導員、公園愛護会、スポーツ推進委員、健康推進員、安全対策協議会、男女共同参画推進員、交通安全協会各分会、りすさんクラブ、福祉推進会、民生児童委員、地域安全推進員、青少年指導員、保護司会、市職員まちづくり地区担当班、広域事業等の委員